

美濃加茂市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和8年2月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年3月26日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 高 井 実 枝

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和8年3月26日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記案件については、次の通りの意見とする。

記

課 名	内 容
税務課	【注意】 ファイルデリバリーサービス利用料については、以下のとおりである。 請求書は、令和8年1月1日～令和8年12月31日の12ヵ月について、前払いを行っている内容である。市は、年度をまたいで予算を執行できない。業務期間は、会計年度をまたぐことなく一年度以内にするべきである。契約は、毎年度に締結するべきである。
教育総務課	【注意】 委託料の支払いにおける源泉所得税については、既に公表されているとおり、再発防止策を徹底されたい。

以上